室蘭
# 市政だより

才84号
毎月1回10日発行
発行所　室蘭市役所
編集人　高階重雄
印刷所　有限会社　室蘭印刷所

## 人口動態

(9月1日現在)

| | | |
|---|---|---|
| 人口 | | 132,071人 |
| 世帯 | | 28,565世帯 |
| (8月中) | | |
| 出生 | | 171人 |
| 死亡 | | 36人 |
| 転入 | | 1,529人 |
| 転出 | | 1,478人 |

### お知らせ

このたび、日本製鋼所室蘭製作所殿から、創業五十周年の記念事業の一かんとして、市立室蘭図書館新築費として、金壱千万円のご寄付をいただきました。

ここに、深甚なる敬意と感謝の意を表するとともに、こんご、ますますご発展あらんことをお祈り申し上げます。

昭和三十二年九月二十四日

室蘭市長　熊谷綾雄

## 事務分掌条例など可決

### 才三回市議会

9月24日―9月30日

才三回市議会定例会は、九月二十四日から三十日まで開会されました。

この議会に提案された案件は、室蘭市事務分掌条例中一部改正の件をはじめ、議案三十七件、その他諮問、報告などで、一部をのぞきいずれも原案どおり可決されました。

主なる議案は、つぎのとおりでした。

▽昭和三十二年度室蘭市才入才出追加更正予算
▽昭和三十二年度室蘭市水道事業会計追加更正予算
▽昭和三十二年度特別会計市立室蘭病院費才入才出追加予算
▽昭和三十二年度特別会計室蘭市公益質屋費才入才出追加更正予算
▽昭和三十二年度特別会計室蘭市港湾整備事業費才入才出追加更正予算
▽昭和三十二年度特別会計室蘭市と畜場費才入才出追加予算
▽昭和三十二年度特別会計室蘭市恩給基金才入才出追加予算
▽昭和三十二年度特別会計室蘭市基本財産才入才出追加予算
▽繰入金の件中一部変更の件
▽市債議決中一部変更の件
▽市庁舎災害才二期復旧事業費継続年期及び支出方法書変更
▽室蘭市母恋地区幹線排水溝改良費継続年期及び支出方法書
▽室蘭市立東園小学校々舎増築事業費継続年期及び支出方法書変更
▽室蘭市立日新小学校々舎増築事業費継続年期及び支出方法書変更
▽室蘭市上水道才三期拡張費継続年期及び支出方法書変更
▽教育委員会委員（補欠委員）任命について同意を求めるの件（委員の欠員補充）
▽教育委員会委員（任期満了による後任委員）任命について同意を求めるの件
▽固定資産評価審査委員委員選任について同意を求めるの件
▽室蘭市国民健康保険運営協議会委員委嘱について議決を求めるの件（諮問機関として設置）
▽基本財産処分及び同契約締結の件（普通基本財産の売却）
▽土地売買契約締結の件（測量山観光道路敷地の一部としての土地買収）
▽生活保護による指定医療機関及び医療保護施設に対する報酬支払事務委託及び同契約締結の件議決中一部変更について
▽工事請負契約締結の件中一部変更の件（上水道才三期拡張工事中）
▽室蘭市中小企業設備合理化促進条例設定の件（機械等の貸与により中小企業の近代化と設備の合理化を促進し健全企業の助長に資する）
▽室蘭市給与条例中一部改正の件
▽室蘭大谷高等学校設置のため校舎及び校地貸与の件
▽市債の件
▽基本財産処分の件
▽土地無償譲渡の件
▽工事請負契約締結の件
▽室蘭市事務分掌条例一部改正の件に伴い行政区画図の件
▽市立室蘭病院条例を改正する件
▽室蘭市助役の定数を定める条例を改正する条例

## 各種委員きまる

### 教育委員に上田、窪寺の両氏

才三回定例市議会（九月二十四日―三十日まで開会）で、市教育委員会委員および各種委員が、つぎのとおりきまりました。

▽市教育委員会委員（任期満了による後任委員）
中村貫治　◎母恋南町二〇　小畑元治　◎常盤町二七　重左豊蔵（二号委員医師代表）
◎千才町三四　斉藤義太郎　◎輪西町一二六　東栄（二号委員歯科医師代表）
◎母恋南町三一　鈴木学（三号委員公益代表）
◎東町一五九　竹田慶範
◎輪西町一二三　岡原教一　◎輪西町二三四　高本政次
▽人権擁護委員候補者
輪西町二三〇　小野田喜美
▽固定資産評価審査委員会委員
常盤町一一六　尾道孝章
▽国民健康保険運営協議会委員（一号委員被保険者代表）
◎本輪西町二二〇　八木栄次郎　◎輪西町一八〇　郎（補欠委員）知利別町一八三　窪寺健一

## ご苦労様でした

### 池浦助役退職

本市池浦助役は、このたび室蘭開発株式会社社長就任により、助役辞任を申出、九月十八日退任発令されました。

池浦助役は、昭和二十五年九月に本市助役として七ヵ年にわたり、この間戦後の複雑多岐にわたる本市行政に、市長の良き補佐役として重任を果し今日の大室蘭の建設に多大の貢献をされました。

## 退任あいさつ

前助役　池浦俊彦

今日迄七ヵ年間！誠に浅学非才の私が、この重任を大過なく過しえましたことは、市民の皆様方の深いご理解とご指導、ご協力の賜と、衷心から深甚の謝意を申し上げます本市は、港湾都市並びに商工業都市として前途洋々たるものがあり、将来の発展は誠に期してまつべきものがあります。

このたび、はからずも室蘭開発株式会社に職を奉ずることになりましたが今後とも、大室蘭建設に微力を傾注する所存でおります。今後も、公私ともに何分のご協力、ご鞭撻をたつを賜りますようお願い申し上げここに退任のごあいさつといたします。

## 納税クイズ？

### 応募要領

▽賞品　バレーボールまたはグローブのうちいずれか一品。
五名以上の正解者があった場合は、抽せんにより五名に差上げます。
▽応募用紙　本紙刷込みの用紙を使用のこと。
▽あて先　市役所課税課および輪西支所、各出張所の「納税クイズ投票箱」に入れて下さい。
▽締切　十月二十五日（郵送の場合は市役所課税課あて）とし、同日の消日を有効とします。
▽審査　クイズ解答原文は厳封の上、課税課で保管し、この原文に合致した解答を、正解とします。
▽発表　解答および正解者氏名は、翌月号の本紙に発表します。
▽注意　応募者は、室蘭市民に限る。この規定に反するものおよび判読できないものは無効になります。希望の賞品に○印を付けて応募のこと。

きりとり

### 才四回　納税クイズ

## 市税の

本年八月末状況は、つ昨年八月末約七千万円おり、調定率も、昨年し、本年度常な好調をこのようによる金詰まいわれます績をみつつ

市民各位のく感謝して

市では、皆さまのため、道路に計画した

今月の

道・市民
10日

▽土地売買契約締結の件（測量山観光道路敷地の一部としての土地買収）
▽生活保護による指定医療機関及び医療保護施設に対する報酬支払事務委託及び同契約締結の件議決
▽室蘭市中小企業設備合理化促進条例設定の件（機械等の貸与により中小企業の近代化と設備の合理化を促進し健全企業の助長に資する）
▽室蘭市給与条例中一部改正の件
▽室蘭大谷高等学校設置のため校舎及び校地貸与の件
▽室蘭市中小企業設備合理化促進条例設定の件（機械等の貸与により中小企業の近代化と設備の合理化を促進し健全企業の助長に資する）
▽室蘭市給与条例中一部改正の件
▽工事請負契約締結の件中一部変更の件（上水道第三期拡張工事中）
▽工事請負契約締結の件
▽市債の件
▽基本財産処分の件（学校用地の寄付）
▽土地無償譲渡の件（土地の無償譲渡）
▽工事請負契約締結の件
▽室蘭市事務分掌条例中一部改正の件（市勢の進展に伴い行政機構の強化を図る）
▽市立室蘭病院条例の一部を改正する条例（市立室蘭病院の拡充に伴い事務機構の強化を図る）
▽室蘭市助役定数条例を廃止する条例設定の件

## 市税の収入状況

本年八月末現在の市税収入状況は、つぎの表のように昨年八月末に比し、金額で約七千万円の増加となっており、調定額に対する収入率も、昨年の六十七％に対し、本年度は七十八％と非常な好調を示しております。このように、金融引締めによる金詰まりと、一般的にいわれますが、かかる好成績をみつつありますことは市民各位のご協力やく感謝して、ご賜と深

### 今月の納税

道・市民税（三期）
10月31日まで

（単位 円）

| 税目 | 昭和31年度 調定額 | 昭和31年度 収入額 | 昭和32年度 調定額 | 昭和32年度 収入額 |
|---|---|---|---|---|
| 市民税 | 39,760 | 81,[illegible] | [illegible] | 243,731 |
| 固定資産税 | 95,[illegible]34 | 140,[illegible] | [illegible] | 139,725 |
| 自転車荷物税 | 2,4[illegible]90 | 3,090 | [illegible] | [illegible]425 |
| 市たばこ消費税 | 15,0[illegible]70 | 17,713 | [illegible] | [illegible]710 |
| 電気ガス税 | 12,4[illegible]86 | 11,928,225 | [illegible] | [illegible] |
| 都市計画税 | — | 7,312,272 | [illegible] | [illegible] |
| 滞納繰越分 | 33,015[illegible]93 | 6,198,100 | [illegible] | [illegible] |
| 計 | 198,3[illegible]33 | 267,932,192 | [illegible] | [illegible] |

8月末現在市税収入額調

## 共同募金

お母さんもお父さんもいない、子供たちのため、互いにも

## 敬老荘慰問者

（九月分）

▷ 1日　中島町 248
トリック教会様
▷ 4日　有珠郡伊達町民生委員御一同様
▷ 8日　千才町 17　本鹿蔵様
▷ 11日　札幌市北西2丁目　鉄道弘済会室蘭支部社会福祉部　鉄道弘済会室蘭業　小倉政蔵様、小橋戸井田森蔵様
▷ 13日　中島リトック教会　外崎[illegible]様
▷ 4日　千才町[illegible]
▷ [illegible]　室蘭清[illegible]吉様、[illegible]生徒代[illegible]学校[illegible]様外御一同[illegible]
▷ 15日　市立[illegible]の会御一同様、[illegible]宅　民生委員御一[illegible]天理教室蘭ひとしず[illegible]会長諸岡種一外御一同
▷ 16日　輪西町 141
日鉄食品株式会社様　鋼新富寮　佐藤文之[illegible]市議会厚生常任委員[illegible]委川員御一同様、東町[illegible]斉明様、市社会福祉[illegible]議会様、市立病院　塩沢直人様、本町[illegible]　高畠あい子様
▷ 27日　輪西町 97
太田照国様
▷ 30日　千才町　菊地整[illegible]様

## 人事

退職　九月十八日付
助役　池浦俊彦
九月十九日付
技師　鷹田正人
水道事業管理者を命ずる

## おしらせ

地方公共団体手数料令の一部改正にともない、自動車臨時運行許可申請手数料は従来「一両につき百円」であったのを、つぎのように改正になりました。

▽二輪の小型自動車以外の自動車に係るものにつき　百円
▽[illegible]自動車にかかるものにつきましては　一両　五十円

## 日誌（九月）

▽三日＝総務常任委員会、国鉄今井道支社長来蘭
▽五日＝成人学校北辰会館分校才二期開講
▽六日＝社会教育委員会、才七回全道図画工作教育研究会（～七日）、道都市清掃協議会し尿部会
▽七日＝建設常任委員会
▽八日＝夏季養護学校十周年記念式
▽九日＝厚生常任委員会、市立病院付属准看護婦戴冠式、鶴岡市議会議員来蘭
▽十日＝建設常任委員会、身体障害者職業更正週間（十六日）
▽十二日＝総務常任委員会八幡市議会議員来蘭
▽十三日＝建設常任委員会教育委員会定例会
▽十五日＝としよりの日、としよりの福祉週間（十一日）、才六回全室蘭ソフトボール大会
▽十八日＝室蘭市消防技能競技大会、室蘭市助役池浦俊彦氏退任
▽十九日＝総務常任委員会
▽二十日＝土地区画整議会、海上自衛隊大方総監赤堀海将補来[illegible]会
▽二十一日＝議会運営会
▽二十四日＝才三回市定例会開会、議員協北見市議会議員来蘭
▽二十五日＝議員協議道開発審議会石井農産小委員長一行・岐議会議員一行来蘭
▽二十六日＝議員協議未帰還者留守家族調談会、青森県議会大長来蘭
▽二十七日＝港湾部庁鎮祭、厚生常任委員国保調査特別委員会算審査特別委員会、特別委員会
▽二十八日＝総務・建任委員会、予算[illegible]別委員会
▽二十九日＝道・東北公庫松田総北日本マラ[illegible]
▽三十日＝才例会閉会、[illegible]会、歌志内行来蘭

## 財政の

の有力財源である大規模償却資産税が大巾に道に移譲されたため、まさに重大危局に当面し、市勢の進展に対応する諸般の事業についても、最少限度の施策も意にまかせぬ事態となりました。本市寄与すべき緊急事業を、重点的に、しかも効率的に施行するとともに、経費の合理的使用強化により極力支出の節減を図り、財政収支の均衡維持と財政の健全化に努めた次才であります。

## 病院会計

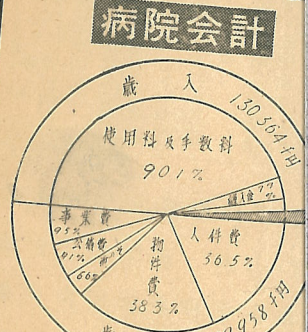


## 基本財産合計

| 才入費目 | 才入 決算見込額 | 才費 |
|---|---|---|
| 普通基本財産収入 | 8,685 | 普通基本財産[illegible] |
| 普通基本財産収入 | 56 | 普通基本財産[illegible] |
| 繰出 | | 繰出 |

## ガンばれ　ぜいきん　ぜいみんスポーツ

## 才四回　納税クイズ

希望賞品　バレーボール　グローブ

上の円の中の文字を全部つかいますと、市民に最も関係の深い、市税の名前が二つ出てきます。これを、つぎの円の中に書いて下さい。

一、○○○○○○
二、○○○○○○○

応募者
室蘭市　町　番地
氏名

## 才三回　納税クイズ　解答

当市で課税している市民税、固定資産税、車荷車税、たばこ消費税、電気ガス税のほか目的税として都市計画税があります

才三回納税クイズは応募多数のうち抽せんの結果、つぎの五名の方が当選しました。

○輪西町二八　石崎[illegible]
○東町四〇　栗本伊代[illegible]
○中島町一八三　猪村　幸[illegible]
○本輪西町一八三　山下七之[illegible]
○本輪西町二七四　斉藤[illegible]

あて）とし、同日の消日を有効とします。
▽審査　クイズ解答原文は厳封の上、課税課で保管し、この原文に合致した解答を、正解とします。
▽発表　解答および正解者氏名は、翌月号の本紙に発表します。
▽注意　応募者は、室蘭市民に限る。この規定に反するものおよび判読できないものは無効になります。希望の賞品に○印を付けて応募のこと。

## 上田、窪寺の両氏

中村貫治　◎母恋南町二〇　小畑元治　◎常盤町二七　重左豊蔵
（二号委員医師代表）
◎千才町三四　斉藤義太郎　◎輪西町一二六　東栄
（二号委員歯科医師代表）
◎母恋南町三二　鈴木[illegible]
（三号委員公益代表）
◎東町一五九　竹田慶範
◎輪西町一二三　岡原教一　◎輪西町二三四　高本政次
▽人権擁護委員候補者
輪西町二三〇　小野田寿[illegible]
美

# 国保の市営に際し

室蘭市長　熊谷綾雄

本市は、全国国民健康保険記念日である十月一日を期して、組合営から市営に切替えて国保事業を開始いたしました。

本市の国保事業は、昭和二十年八月十五日から開始され本年で満十二年の歴史を重ねたのであります。この制度は、皆様すでにご承知の通り、昭和十三年に法律が発布されてから全国的に設置され、その精神は相扶共済であります。すなわちお互いに助け合うことが基本となつておりますので理想的な福祉社会実現のためにも、医療保障制度を確定する上からしましても、大変好ましい制度であります。

本市の場合、被保険者はもちろん医療担当医の皆様も全道一、全国一の事業実績をあげるよう、全面的な協力を惜しまないといつて下さいますので、保険者である市も、被保険者のためにできるだけサービスをしようと考えて市営といたしたのでありますから、誠心誠意をもつて、その運営にあたり、皆様に親しまれかつ、喜はれる「国保」となるよう努力いたしておりますので、よろしくご協力をお願い申し上げてご挨拶といたします。

市町村が国民健康保険をおこなうときは、保険料とするやり方と、保険税とするやり方と二通りあります。これはそれぞれ取扱い方が違うものでありますが、この事業の進展を図る上にどちらを選んで決めてもよいことになつております。本市ではいろいろな事を考えて保険料とする扱い方に決めました。

## 一、賦課はどのようにきめるか

保険料をどのくらい賦課するかということは、みなさんの医療費をどのくらいに見積るかということと、みなさんの資力の割合をどの位にみるかによつて決めるわけですがその割出し方は四ツに分けられております。いま、一世帯の保険料を式で表はすと、別項の室蘭市国民保険料条例別表の通り、

[illegible]

が賦課し額のものの定するまで割額として課額が決

## 保険料について

ということになり月割で納めることになります。この場合の所得、資産割額は世帯主と世帯内の被保険者の前年度の道・市民税額と固定資産税額によるものですが、これらがないとき市長が別にこれを定めることになります。この外その年の

## 二、賦い

毎年四三十二年途中におによる変します。但は室蘭市

## 室蘭市国民健康保険料条例

（目　的）

第一条　この条例は、室蘭市国民健康保険条例第二十四条の規定にもとづき国民健康保険料（以下「保険料」という。）の賦課、徴収につき、必要な事項を定めることを目的とする。

（納付義務者）

第二条　保険料は、被保険者である世帯主に対して課する。

2　被保険者でない世帯主であつて、当該世帯内に被保険者がある場合においては、当該世帯主を被保険者である世帯主とみなして、保険料を課する。

（保険料の賦課）

第三条　前条の者に対して課する保険料の賦課額は世帯主及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額として、別表に掲げるものとするただし所得割額及び資産割額は賦課期日の属する年の前年度分として賦課された道民税及び市民税の合算額及び固定資産税額（土地及び家屋に係る部分の額）を基準として、算定したものとする。

2　前項の場合において、被保険者に係る当該道民税及び市民税として賦課された額及び固定資産税（土地及び家屋に係る部分の額）がないときは、市長が別にこれを算定する。

（保険料の賦課期日）

第四条　保険料の賦課期日は四月一日とする

（徴収方法）

第五条　保険料の徴収方法は、普通徴収の方法による

（保険料の納期）

第六条　保険料は、毎月末日までにその月分を納付しなければならない。

2　前項の規定による各納期の納付額は、十二分の一とする。ただし、その納付額に十円未満の端数があるときは、これを最初の納期において徴収する。

3　市長において、納期の変更を必要とする場合は、前項の規定にかかわらず別に納期を定めることができる。

（保険料納付期日後の納付義務の発生、消滅にともなう賦課）

第七条　保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合または一世帯に属する被保険者数が増加した場合において、当該納付義務者に対して課する保険料はその納付義務の発生したまたは被保険者数の増加のあつた月の翌月から翌年三月まで月割をもつて課する。

2　保険料の賦課期日後に、納付義務が消滅した場合または一世帯に属する被保険者数が減少した場合において、当該納付義務者に対して課する保険料は、その納付義務が消滅したまたは被保険者数の減少があつた月まで月割をもつて課する。

（被保険者でない世帯主に対する保険料）

第八条　第二条第二項の世帯主に対して課する保険料は、第三条第一項の賦課額から、次の各号に掲げる額の合計額を減額したものとする。

一、当該世帯主の被保険者均等割額

二、当該世帯主の所得割額、資産割額を当該世帯に属する者（当該世帯主を含む）の数で除し、被保険者でない者を乗じて得た額

（保険料の決定通知）

第九条　保険料の額が決定したときは、市長は速かにこれを納付義務者に通知しなければならない。その額に変更があつたときもまた同様とする。

（保険料の減免、猶予）

第十条　市長は、保険料の納付義務者のうち、災害その他特別の事情がある者について、特に必要がある場合において、当該納付義務者の申請にもとづき、保険料を減免し、または三月をこえない限度において、その納付期限を延長することができる。

（委　任）

第十一条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別にこれを定める。

附　則

1　この条例の施行の期日は市長が定める。

2　昭和三十二年度の保険料に限り、その賦課期日は条例第四条中「四月一日」とあるのは「この条例施行の日」と読み替えるものとし、賦課額は第三条の規定により算定した額を十二で除した額に本条施行の日から、翌年の三月までの月数を乗じて得た額とする。

3　前項の場合において施行の日の属する月から、この条例にもとづく賦課額が決定する月までの各月の保険料月割額は室蘭市国民健康保険組合が賦課した保険料月割額と同額の保険料を仮賦課額として課し賦課額が決定した月の翌月以降の月割額は、賦課額から仮賦課額を控除した額を賦課額が決定した月の翌月から翌年三月までの間の月数で除して得た額とする。

別　表

一　所得割額

道民税及び市民税の合算額　　所得割額（年額）

五百円以下の金額　　六〇〇円

五百円をこえる金額　　千円

千五百円　〃

二千円　〃

三千円　〃

四千円　〃

六千円　〃

八千円　〃

一万円　〃

一万六千円　〃

一万九千円　〃

二万三千円　〃

二万七千円　〃

三万一千円をこえる金額

三万五千円　〃

四万円　〃

四万五千円　〃

五万円　〃

五万七千円　〃

六万四千円　〃

七万一千円　〃

八万円　〃

九万円　〃

二　資産税額

固定資産税額（年額）

五百円以下の金額

五百円をこえる金額

二千円　〃

四千円　〃

六千円　〃

八千円　〃

一万円　〃

一万五千円　〃

二万円　〃

二万五千円　〃

三万円　〃

三万五千円　〃

四万円　〃

五万円　〃

六万円　〃

三　被保険者均等割額は、世帯に属する者につき年額三百円とする。

但し被保険者である世帯主の世帯に属する被保険者については、一人につき年額三百円とする。

て決めるわけですが出し方は四ツに分けております。いま、一保険料を式で表はす項の室蘭市国民保険別表の通り、

資産割額＋資産割額＋資産割額＋資産割額＋均等割額＋均等割額＋均等割額＋均等割額（世帯）

途中における人員等の異動による変更はその都度行います。但し昭和三十二年度は室蘭市国民健康保険組合が賦課した保険料月額と同額のものを、本賦課額が決定するまで、仮賦課額の月割額として賦課します。賦課額が決定したら改めて通知します。

## 保険料について

ことになり月割で納ことになります。この所得、資産割額は世帯内の被保険者の道・市民税額と固税額によるものですからないとき市長これを定めることに。この外その年の

知しますが、決定した月の翌月からの分は賦課額から仮賦課額を控除した額を月割でその月から来年の三月までに納めていただきます

### 二、賦課するのはいつか

毎年四月一日ですが昭和三十二年度に限り十月一日

市役所本庁、支所、各出張所のいづれにても取扱いますから、納額告知書を持参の上、最寄りの個所へ納めて下さい。その他こちらからも毎月徴収に参りますが、伺いかねる場合もあるかとも思いますので、なるべく前記の個所へ納めるようおねがいします。

### 三、納期はいつか

毎月末日までにその月分を納めていただきます。

### 四、誰が納めるか

納付義務者はその世帯の世帯主です。

### 五、どのようにして納めるか

毎月末日までに納付の促手数料百円につき収されます。

督促状は納期限後三十日内に発付され、その指定期限を過ぎると滞納処分を受けることがあります。

### 六、

合で延滞金が加算されます。

### 七、その他

賦課額その他についてご不審の点がありましたら、市役所保険課（代表四、一一一番ただし本庁舎に引越すまでは電話五〇九六番本町武揚校の一室）にお問合せ下さい。

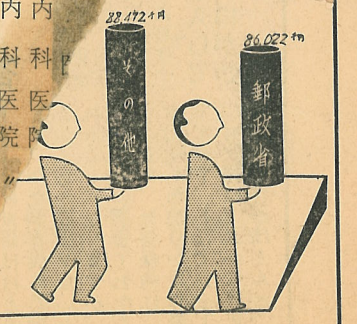


| | |
|---|---|
| 百円をこえる金額 | 九六〇〇円 |
| 五百円 〃 | 一、三二〇〇〃 |
| 千円 〃 | 一、六八〇〇〃 |
| 千円 〃 | 二、一六〇〇〃 |
| 千円 〃 | 二、六四〇〇〃 |
| 千円 〃 | 三、一二〇〇〃 |
| 千円 〃 | 三、六〇〇〇〃 |
| 千円 〃 | 四、二〇〇〇〃 |
| 万円 〃 | 四、八〇〇〇〃 |
| 万三千円 〃 | 五、四〇〇〇〃 |
| 万六千円 〃 | 六、〇〇〇〇〃 |
| 万九千円 〃 | 六、七二〇〇〃 |
| 万三千円 〃 | 七、四四〇〇〃 |
| 万七千円 〃 | 八、一六〇〇〃 |
| 万一千円をこえる金額 | 八、八八〇〇〃 |
| 万五千円 〃 | 九、六〇〇〇〃 |
| 万円 〃 | 一〇、八〇〇〇〃 |
| 万五千円 〃 | 一二、〇〇〇〇〃 |
| 万円 〃 | 一三、二〇〇〇〃 |
| 万七千円 〃 | 一四、四〇〇〇〃 |
| 万四千円 〃 | 一五、六〇〇〇〃 |
| 万一千円 〃 | 一六、八〇〇〇〃 |
| 万円 〃 | 一八、〇〇〇〇〃 |
| 万円 〃 | 二〇、四〇〇〇〃 |

資産割額（年額）

| | |
|---|---|
| 資産税額（年額）百円以下の金額 | 二四〇円 |
| 百円をこえる金額 | 三六〇〃 |
| 千円 〃 | 四八〇〃 |
| 千円 〃 | 七二〇〃 |
| 千円 〃 | 九六〇〃 |
| 千円 〃 | 一、二〇〇〃 |
| 万円 〃 | 一、五六〇〃 |
| 万円 〃 | 一、九二〇〃 |
| 五千円 〃 | 二、二八〇〃 |
| 万円 〃 | 二、七六〇〃 |
| 五千円 〃 | 三、二四〇〃 |
| 万円 〃 | 三、七二〇〃 |
| 万円 〃 | 四、二〇〇〃 |
| 万円 〃 | 四、六八〇〃 |
| 千円 〃 | 五、一六〇〃 |

均等割額は、世帯に属する被保険者一人年額三百円とする。

保険者である世帯主の世帯に属する被使用人保険者については、一人につき年額千二百円

## 室蘭市国民健康保険条例

（抜すい）

### 第二章 被保険者

（被保険者の範囲）

第四条 本市は市内の世帯主及びその世帯に属する者をもつて被保険者とする。ただし、次に掲げる者を除く。

一 健康保険、船員保険の被保険者及びその被扶養者、ただし船員保険法第二十条第一項の規定による被保険者を除く。

二 日雇労働者健康保険法第八条の規定により日雇労働者健康保険被保険者手帖の交付を受け、六月を経過しない者及びその被扶養者、ただし同法第七条の規定による承認を受け、同法の被保険者とならない期間内にある者及びその被扶養者を除く。

三 特別国民健康保険組合の被保険者。

四 法律の規定に基いて組織する共済組合であつて私傷病につき療養に関する給付をするものの組合員及びその被扶養者。

五 生活保護法の規定により生活扶助を受ける者または貧困のため地方税の免除を受ける者。

（届出の義務）

1 被保険者の属する世帯の世帯主が被保険者でない場合において当該世帯主となつたときはあらたに世帯主となつた者が被保険者でない場合においても、前項に準じ世帯主変更の届出をしなければならない。

第八条 被保険者中にその資格を喪失した者があるときは、世帯主である被保険者または被保険者の属する世帯主は、十日以内にその被保険者の氏名及び資格喪失の事由を届出なければならない。

（受診証の添付）

第九条 第五条から第八条までの届出には、受診証を添付しなければならない。

（受診証の再交付）

第十条 被保険者が受診証を亡失または、き損したときは、再交付の申請をすることができる。

2 市長は、前項の申請があつたときは、審査の上受診証を交付する

3 受診証の再交付を受けるときは、別に定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

附則

| | |
|---|---|
| 民 | 佐藤 |
| 北原内科医院 | 大辻内科医院 |
| 島影医院 | 海岸町 |
| 大久保医院 | 大町三六番地 |
| 徳田小児科医院 | 大町三七番地 |
| 仙仁医院 | 大町八〇番地 |
| 室蘭田中病院 | 大町九四番地 |
| 国本医院 | 大町一〇八番地 |
| 稲葉眼科医院 | 大町一一三番地 |
| 水野谷医院 | 大町一〇八番地 |
| 米沢医院 | 常盤町四〇番地 |
| 今井医院 | 常盤町三七番地 |
| 佐藤耳鼻咽喉内科医院 | 幸町五七番地 |
| 宮本医院 | 幸町一一四番地 |
| 森塚医院 | 幸町一一五番地 |
| 池田医院 | 幸町一一五番地 |
| 米川医院 | 本町二番地 |
| 青山小児科医院 | 本町七番地 |
| 長田産婦人科医院 | 安房五番地 |
| 室蘭中央眼科医院 | 千才町二四番地 |
| 斉藤医院 | 千才町三四番地 |
| 曽根医院 | 千才町五九番地 |
| 加藤内科医院 | 母恋北町三四番地 |
| 古河医院 | 母恋北町三七番地 |
| 高橋医院 | 母恋南町二二番地 |
| 遠藤医院 | 母恋南町一九番地 |
| 湊医院 | 御前水一番地 |
| 中島医院 | 輪西町一四一番地 |
| 今井医院 | 輪西町一五八番地 |
| 石井医院 | 輪西町一六二番地 |
| 東医院 | 輪西町一二六番地 |
| 室蘭勤労者診療所 | 輪西町一〇三番地 |
| 上田医院 | 東町五五番地 |
| 大西医院 | 東町五七番地 |
| 高橋医院 | 中島町一〇六番地 |
| 吉井医院 | 中島町一四〇番地 |
| 三好医院 | 中島町二二〇番地 |
| 三村医院 | 中島町一九七番地 |
| 松原医院 | 本輪西町二七三番地 |
| 三上医院 | 本輪西町一六五番地 |
| 川口医院 | 本輪西町一五番地 |
| 石突医院 | 本輪西町一三番地 |
| 恵愛医院 | 幌別町字鷲別二七番地 |
| 市立室蘭病院 | 市内常盤町一三番地 |
| 森塚歯科医院 | 公園通一番地 |

# 国民健康保険特集

その納付義務の発生したまたは被保険者数の増加のあつた月の翌月から翌年三月まで月割をもつて課する。道民税及び市民税の合算額　五百円以下の金額　所得割額（年額）　六〇〇円　四　世帯別平等割額は、一世帯につき

## 払い戻し（療養の支給）はどのようなときに受けられるか

療養の給付（受診証を提示して半額窓口に支払いの方法）に代えて、療養費の支給（現金払いの方法）ができる場合について説明しますと、

**第一**に「本市において療養の給付をすることが困難なとき」であります。

例えば被保険者が他の地域に旅行中に負傷又は罹病して、療養担当医の療養をうけることができない場合或いは被保険者の住所、又は所在地に療養担当医がいないため附近の療養担当医でない医師、歯科医師の診療を受けた場合等であります。

**第二**に「緊急の必要があるとき」であります。すなわち大けがをしたとか、或は急病のため療養担当医のところに行く余裕がなく、近くの療養担当医以外の医師、歯科医師の診療又は手当を受けた場合等であります。

**第三**に「その他必要により保険者の承認を受けたとき」であります。例えば療養担当医中に専門医がいなくて療養担当医以外の専門医に診療をうける必要がある場合等で保険者（本市）の承認を受けたときであります。又療養担当医の同意がある場合には、マッサージ師、柔道整復師等の施術を受けた場合でも保険者の承認があれば療養費の支給が認められます。

右の三項以外には、療養費の支給は認められませんので、本市が定めた療養担当医に診療を受けるときに受診証を提示しないで一般診療を受けたときは、その医療費の払戻し（療養費の支給）の申請は認められませんので、療養担当医に受診の際は、診察前に必ず受診証を窓口に提示するよう充分に注意して下さい。

## 各種の支給申請はこのように

助産費…七百円
葬祭費…壱千円　に増額

**療養費の支給申請について**

指定外医師承認申請により受診の場合の領収書によつて支給申請をなすほか、医師の同意により柔道整復師または、マッサージ師等の施術を受けた時、医師の証明により輸血（生血）ギプス、コルセット、義眼等の支給を受けたときはその領収書を添付して申請ができます。

**助産費の支給について**

被保険者が分娩をなしたときは、助産費として七百円が支給されますので所定の用紙により申請して下さい。

**葬祭費の支給について**

被保険者が死亡したときは、葬祭費として千円が葬祭を行つた方に支給されますので所定の用紙により申請して下さい。

## 社会保障の一環

室蘭市議会議長　高野次郎

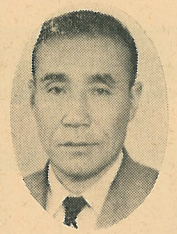

本市多年の懸案でありました国民健康保険事業がいよいよ十月一日から、市営として発足を見ましたことは、市民の皆様と共に、誠にご同慶に堪えない次第であります。

ご承知のとおり本事業は相扶共済の精神に則り、国民の社会保障の一環として極めて重要な役割をもつものでありまして本市の場合、十余年の永きにわたり組合経営として幾多の難事に遭遇しながらも、これが経営の万全を期せられた組合ご当局のご功績に対しましては、衷心より敬意を表するものであります。

今回法の意図するところに従い、組合の発展的解消を行い、被保険者、医療担当者等関係方面のご理解あるご支援によつて市営として経営するに当り、関係者のご努力によつて、なお一層の市民の健康と福祉の増進のためご精進せられんことを希いまして市営発足に当り本市議会を代表して一言祝いの言葉といたします

## 被保険者の皆さん病気にかかつたら速かに国保で受診しましょう

**◉受診の方法**

**○本市の療養担当医に受診の方法**

本市発行の受診証を診療前に受付にお出し下さい。この場合診療費は、健康保険規定料金の半額を一部負担金として病院に支払つて下さい。残り半額は本市から病院に支払う事になります

**○本市で特に指定した病院（日鋼病院）に受診の方法**

本市発行の受診証を診療前に受付にお出し下さい。この場合診療費は健康保険規定料金の全額を病院に支払つて本市から配布してある領収書に記入してもらい、これを保険課に提出すると、審査の上半額を払戻します。

**○療養担当医とならぬ病院や医院にかかる場合**

▽この場合は前もつて保険課に指定外医師承認申請の届出をして許可を受けて下さい。但し、緊急のとき、又は旅行中のときは後日速やかに届出をして下さい。

▽受診に際しては受診証を一切使用しないことになります。

▽普通の患者としてその医師のきめた料金の全額を支払い、本市の専用の領収書に記入してもらつてそれを保険課に提出すると、健康保険課で審査定の上戻します。

▽本市専門医の許可をうけたときにおいても以上受診証を明いたし当医に診療と療養費や医院に養費払い

## 給付の範囲

『暖房費も給付』

**療養の給付の範囲はつぎのとおりです。**

▽診察（初診、再診、往診、処方箋の交付）

▽薬剤又は治療材料の支給（内服薬、頓服薬、外用薬、注射薬、ギプス、コルセット、義眼）

▽処置、手術、その他の手当

▽歯科診療の充填、インレー、補綴修理

**つぎに給付の範囲から除外されるもの**

▽入院

▽冬期薪炭料（暖房費）

▽健康診断

▽歯科診療中の補綴

▽診療以外の薬品、売薬

▽矯正眼鏡、体温計、吸入器、氷のうの類）

▽入院中の食事料、寝具料、看護料、移送費

**受診証は大切に**

受診証は被験者としての資格証明であり、受診の際出しなければ被保険者としの取扱いを受けられませんから、受診のときはすぐ出せるよう、大切に保存いたしましょう。

もし破損したり紛失したときは、再交付を受けることができますので、保険課に届出下さい。

なお再交付手数料として五十円を納めて戴きます

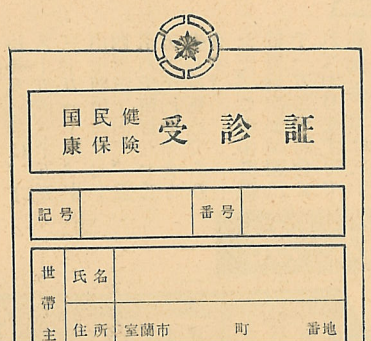


病で泣くより相当の養報酬占たとえ療費で
※被保険際には必

# 特集

発行の受診証を診療
受付にお出し下さい
場合診療費は健康保
定料金の全額を病院
払つて本市から配布
ある領収書に記入し
らい、これを保険課
出すると、審査の上
を払戻します。

**養担当医とならい病院や医院にかかる場合**

と、健康保険規定料金に査定の上、その五割を払戻します。

▽本市専用の領収書用紙は許可を受けにこられたときにお渡しします。

以上受診の方法について説明いたしましたが、療養担当医に診療を受ける保険診療と療養担当医以外の病院や医院にかかつて受ける療養費払いでは費用の負担で

場合は前もつて保険
指定外医師承認申請
出をして許可を受け
さい。但し、緊急の
又は旅行中のとき
速やかに届出をし
さい。
に際しては受診証を
使用しないことにな
す。
の患者としてその医
きめた料金の全額を
い、本市の専用の領
に記入してもらつて
を保険課に提出する

**囲**

**も給付』**

期薪炭料（暖房費）
に給付の範囲から除
れるもの
康診断
科診療中の補綴
療以外の薬品、売薬
眼鏡、体温計、吸入
氷のうの類）
院中の食事料、寝具
看護料、移送費
、補綴修理
院

**病で泣くより國保で笑え**

相当の差異があります。

たとえば保険診養では診養報酬点数で行いますが、療養費では慣行料金で徴収されるなどであります。

※被保険者の皆様は受診の際には必らず受診証を使用することを実行して下さい

## 附則

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

2 この条例の施行後最初に委嘱される協議会委員のうち、そのおおむね半数の委員の任期は一年とする。

3 世帯主である被保険者または被保険者の属する世帯主はこの条例施行後十日以内に、その住所及び氏名世びにその属する世帯の被保険者の氏名、男女別、生年月日、自己との続柄その他必要な事項を届出なければならない。

4 この条例の施行の前日まで室蘭市国民健康保険組合の被保険者であつた者は、才五条才一項の規定にかかわらず、この条例にもとづく被保険者としての届出あつた者とみなす。

5 前項の者に対しては才十七条の規定は適用しない。

（届出）世帯主である者。

才五条 世帯主である被保険者または被保険者の属する世帯主は、あらたに被保険者となつた者があるときは、十日以内にその住所及び氏名並びにその属する世帯の被保険者の氏名男女別、生年月日、自己との続柄その他必要な事項を届出なければならない。

2 前項に規定する届出事項中に変更があつたときは、十日以内にその旨を届出なければならない。

才六条 世帯主である被保険者が被保険者でなくなつたときは、十日以内にその旨を届出なければならない。

才七条 世帯主である被保険者が世帯主でなくなつた場合においてはあらたに世帯主となつた被保険者は十日以内に世帯主変更の届出をしない。

## 國保問答

### 一、国民健康保険とは何か

まず国民健康保険のことを一口に説明しようとすれば「全国民の健康を保障する制度」であり、ふだんから一定のお金を出し合い、病気にかかつたときに安心して診療を受けられるようにするのが目的であり、昭和十三年七月一日この国民健康保険法が施行されました。

### 二、国保はどこでだれがするのか

国保は地域毎（市町村毎）に実施しており市町村営すなわち公営と組合営の二通りあります。現在の法律ではどちらでもよいのですが、今は組合営は非常に少く将来は全市町村に実施されることになつております

### 三、国保はどんな人人を対象としているか

つぎに掲げる方以外は全部加入しなければなりません

イ 健康保険の被保険者とその被扶養者（五人以上の従業員のいる工場会社で仂いている人々とその扶養家族を対象としているもの）

ロ 船員保険の被保険者とその扶養者（三十屯以上の船舶の乗組員とその扶養家族を対象としているもの）

ハ 日雇労仂者健康保険の被保険者とその被扶養者（普通日雇労仂者といつている人達とその扶養家族を対象としているもの）

ニ 共済組合の組合員とその被扶養者（官公庁の職員とその扶養家族を対象としているもの）

ホ 生活扶助を受けている方及びその世帯にある方（貧困のため国から生活扶助料を受けている人とその家族）

### 四、国保は強制加入か

わが国の健康保険の制度はすべて本人の自由意志は認められておりません。国民健康保険の場合も、被保険者の資格を生じたときは義務的すなわち強制的に加入しなければならないたてまえになつております

### 五、国保に加入しないときはどうなるか

法の定めの通り義務的に加入しなければならないので国民健康保険の被保険者の資格が生ずると十日以内に届出をしなければなりません。これを怠ると二千円以内の過料を徴収されます届出がないときは調査員が直ちに調査し被保険者の資格を取得させます。このときもし本人が拒否しても、後から保険料納入告知書を渡され、これもまた、拒否すると保険課では法定の手続きをすることがあります

### 六、国保に加入してすぐ病院にかかれるか

普通どこの国保でも加入したら一定の期間が過ぎないと病院にかかれないようになつております。本市の場合は、翌月一日から診療を受けられます。従つて届出はすみやかにいたしましよう。

### 七、加入もれの世帯が相当にあるときくが本当か

国保の被保険者の資格を生じても届出をする方は極く少数であり、本市の場合は特殊地域で人口の異動激しく、かつ、他の社会保険に加入している方が相当にありますので、毎年全市にわたり戸別一斉調査を徹底的に実施しておりますから加入もれの世帯はほとんどなく、ただ調査後に異動があつてその届出がないともれることになりますが、それは次回の調査でわかります。また、社会保険は三に記載した通りかなり複雑ですので、もれているようでも実際はどれかに該当している場合がほとんどです

（国保連合会団体協定による療養担当医）

登別整形外科病院 幌別町字登別温泉町
国立病院及び診療所 洞爺愛国病院外七カ所
財団法人社会事業協会

（療養費の協定による療養担当医）

日本製鋼所病院 市内新富町一五番地

本田歯科医院 〃 港町一一三番地
佐藤歯科医院 〃 泉町壬六番地
高橋歯科医院 〃 幕西町七番地
北沢歯科医院 元 〃 海岸町五三番地
松井歯科医院 〃 盤町二番地
上田歯科医院 〃 千才町一九番地
久保歯科医院 〃 千才町二番地
斉藤歯科医院 〃 母恋北町五七
秦歯科医院 〃 御前水町一番地
鈴木歯科医院 〃 御前水町一番地
横山歯科医院 〃 輪西町一八〇番地
谷口歯科医院 〃 輪西町一六七番地
早川歯科医院 〃 輪西町一三一番地
前田歯科医院 〃 東町二一八番地
千葉歯科医院 〃 東町五七番地
石井歯科医院 〃 中島町一〇一番地
浅沼歯科医院 〃 中島町九八番地
山名歯科医院 〃 中島町一四〇番地
国本歯科医院 〃 本輪西町二〇六番地
早川歯科医院 〃
福田歯科医院 〃
太田歯科医院 〃
高橋歯科医院 〃

| 健康保険 国民健康 | 受診証 | | |
|---|---|---|---|
| 記号 | | 番号 | |
| 世帯主 | 氏名 | | |
| | 住所 | 室蘭市 町 番地 | |
| 保険者 | 室蘭市 | | |
| 交付年月日 | 昭和 年 月 日 | | |

帯別平等割額は、一世帯につき、

# 室蘭市の財政事情

## 32年3月末現在

本市財政の状況については市条例の定めるところによつて、毎年二回公表しております。現在は、昭和三十一年度下期分を、九月七日から一年間市役所財務課、輪西支所水道部、各出張所で閲覧しております。

閲覧しております財政事情説明書には、◉予算使用状況　◉収入状況及び市民負担の概況　◉財産状況◉公債状況　◉一時金借入金並びに会計繰入状況調書などが詳しく掲載されており、本市の台所が一目でわかるようになつています。

## 昭和31年度予算執行状況

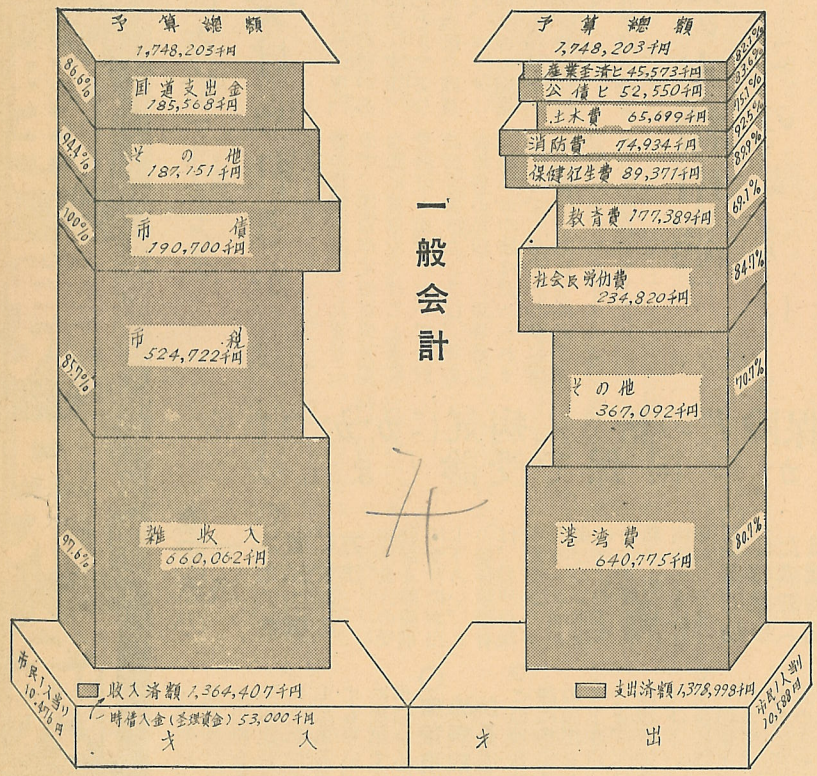


註　収入済額の%は調定に対するもの
　　支出済額の%は予算額に対するもの

## 財政の動向　昭和31年度

昭和三十一年度における一般会計の決算見込額は、才入十五億五千五百三十万一千円、才出十四億九千七十四万三千円で、差引六千四百五十五万八千円の残金を生じる見込であります。

ただ、この中に継続費逓次繰越額三千一万二千円含まれておりますので純剰余金は三千四百五十四万六千円の見込であります。

このように昭和三十一年度も剰余金を出すことのできましたことは、最近の鉄鋼業界の好況による市税、その他の増収と市民各位の絶えざるご協力によるものと深く感謝するとともに本市進展のため、なお一層のご支援をお願い申し上げる次才であります。

## 昭和31年度収支決算見込の状況

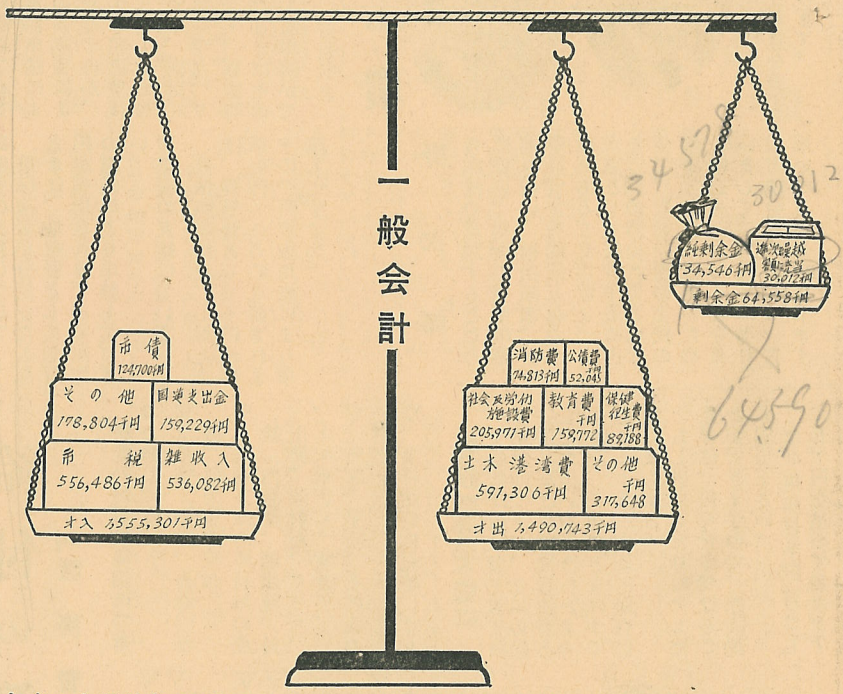


## 市有財産の状況

# 財政の動向　昭和31年度

昭和三十一年度における地方財政は、経済界の好況による地方税の増収と、財政再建計画による赤字額の解消、さらには、地方公共団体における適切なる財政運営の努力の結果、漸次好転しつつあることは、まことに喜ばしいことであります幸に、本市財政も、過去数年来健全財政を堅持してまいりましたが、前期にも述べておりますごとく、本市の有力財源である大規模償却資産税が大巾に道に移譲されたため、まさに重大危局に当面し、市勢の進展に対応する諸般の事業についても、最少限度の施策も意にまかせぬ事態となりました。

しかしながら、政府のとりました教育委員会制度の改革、三公社の課税や国有資産納付金などの行財政措置により急迫せる市財政も幾分緩和されましたが、健全財政確立のため、予算執行に当つては十分検討を加え自主財源の確保と、国、道支出金の適確な把握に努めて、市民生活の福祉向上に寄与すべき緊急事業を、重点的に、しかも効率的に施行するとともに、経費の合理的使用強化により極力支出の節減を図り、財政収支の均衡維持と財政の健全化に努めた次第であります。

## 市有財産の状況

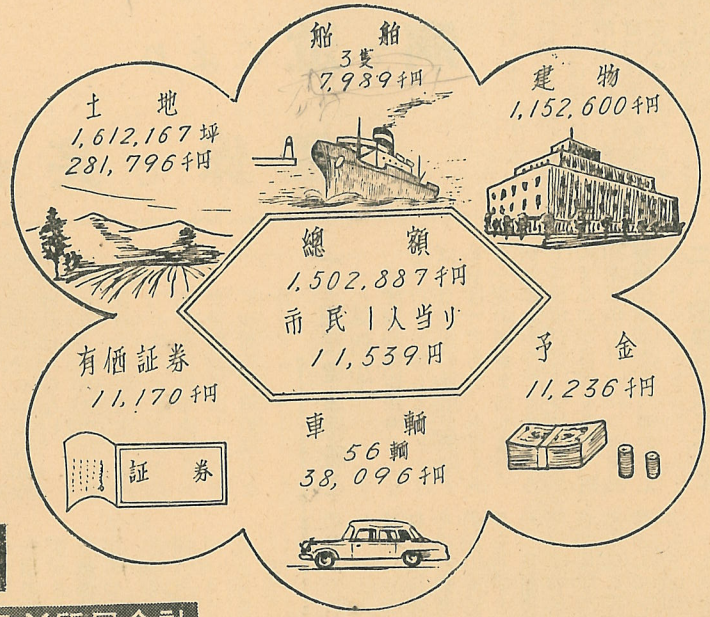


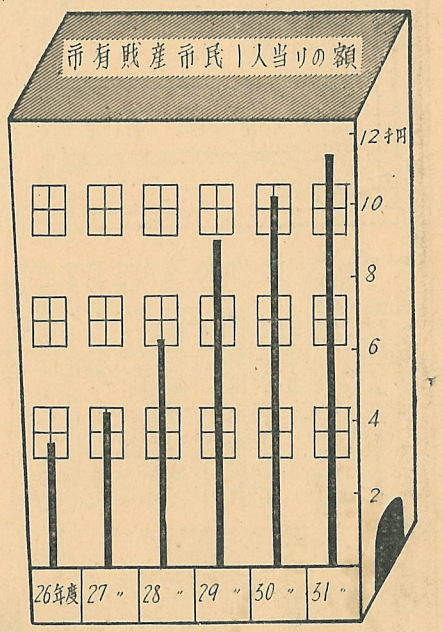


## 特別会計

### 病院会計

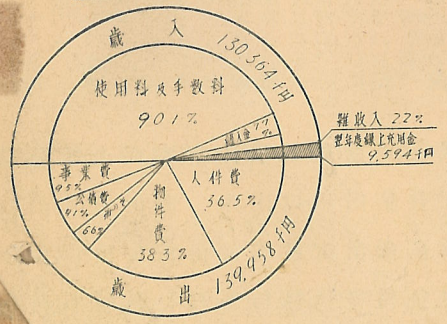


### 公益質屋会計

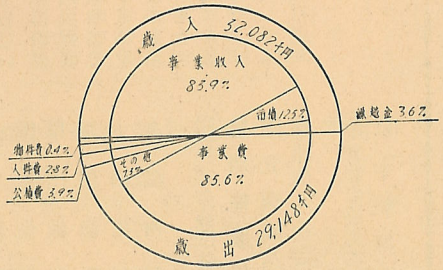


註　歳入％は収入総額に対するもの
　　歳出％は支出総額に対するもの

### 基本財産合計　（単位　千円）

| 費入 | 決算見込額 | 才出 費目 | 決算見込額 |
|---|---|---|---|
| 普通基本財産収入 | 685 | 普通基本財産積立金 | 1,661 |
| 学校基本財産収入 | | 普通基本財産造成費 | 672 |
| | | 繰出金 | — |
| | | 学校基本財産積立金 | 56 |
| 計 | 6 | 計 | 2,389 |

### 恩給合計　（単位　千円）

| 才入 費目 | 決算見込額 | 才出 費目 | 決算見込額 |
|---|---|---|---|
| 納付金 | 3,060 | 恩給費 | 7,408 |
| 繰入金 | 4,652 | 積立金 | 281 |
| 繰越金 | 281 | | |
| 雑収入 | — | | |
| 計 | 7,993 | 計 | 7,689 |

## 市債の状況

### 市債について

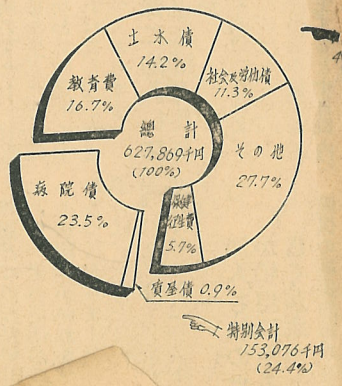

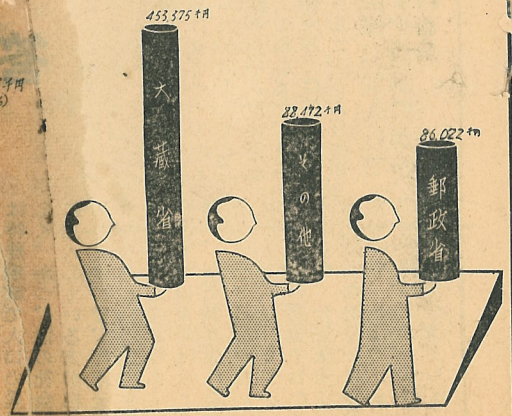
### 借入先別現債額